

運送事業者に対する行政処分(令和5年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貸切	令和5年2月20日	三和交通株式会社 (法人番号4230002010 251)代表者和田正志	富山県南砺市北野 125-1	本社営業所	富山県南砺市鍛冶 字三番野島399番3	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年10月27日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。